

日本銀行代理店の廃止・集約に伴う 供託事務の取扱いに関するQ&A集

- Q 1 京都地方法務局宇治支局における供託について、供託金の納付先が変更されると聞きましたが、いつから変更されますか。 1
- Q 2 今まで日本銀行宇治代理店（京都銀行宇治支店内）に納付していた供託金は、令和7年11月4日(火)からどこに納付することになりますか。 1
- Q 3 供託金は、京都銀行宇治支店にある日本銀行宇治代理店では納付できなくなるのですか。 1
- Q 4 日本銀行京都支店は遠方のため、供託金を京都地方法務局宇治支局付近で納付することはできませんか。 1
- Q 5 オンラインによる供託申請の方法を教えてください。 1
- Q 6 電子納付の方法を教えてください。 2
- Q 7 供託金の納付額がATMの利用上限額(各金融機関にお尋ねください)を超える場合は、どうすればいいですか。 2
- Q 8 令和7年11月4日(火)以降、供託申請当日中に供託書正本を受領したい場合は、どのような納付手続をとればよいですか。 2
- Q 9 供託有価証券の取扱いは、どうなりますか。 2
- Q10 振込方式による供託金納付について、何か変更がありますか。 2
- Q11 日本銀行宇治代理店（京都銀行宇治支店内）での小切手の換金は、いつまで可能ですか。 2

Q 1 京都地方法務局宇治支局における供託について、供託金の納付先が変更されると聞きましたが、いつから変更されますか。

A 日本銀行代理店の廃止・集約に伴い、令和7年11月4日(火)から日本銀行京都支店へ変更されます。

Q 2 今まで日本銀行宇治代理店（京都銀行宇治支店内）に納付していた供託金は、令和7年11月4日(火)からどこに納付することになりますか。

A 日本銀行京都支店に納付することになります。

Q 3 供託金は、京都銀行宇治支店にある日本銀行宇治代理店では納付できなくなるのですか。

A 令和7年11月4日(火)以降は、日本銀行京都支店でしか納付できません。

Q 4 日本銀行京都支店は遠方のため、供託金を京都地方法務局宇治支局付近で納付することはできませんか。

A 「振込」方式により納付する場合は金融機関から納付することができますが、別途振込手数料が必要となります。

また、ゆうちょ銀行やペイジー対応の金融機関のATMまたはインターネットバンキングで納付する方法（「電子納付」）があります。手数料は一般的にはかかりません。

「振込」又は「電子納付」による供託申請の場合は、申請の際に「振込」又は「電子納付」により納付する旨を係員へお申し出ください。供託書正本は、「振込」又は「電子納付」による入金を確認できてからのお渡しとなります。

Q 5 オンラインによる供託申請の方法を教えてください。

A 供託の手続は、インターネットを利用する方法でもできます。

インターネットによる申請方法は、「供託かんたん申請」と「申請用総合ソフト」の2通りあります（複雑な供託でなければ、「供託かんたん申請」が簡便です）。

詳しくは、「供託ねっと」で検索いただくか、法務局窓口でお尋ねください。

Q 6 電子納付の方法を教えてください。

A ゆうちょ銀行やペイジー対応の金融機関のＡＴＭまたはインターネットバンキングで納付できます。手数料は一般的にはかかりません。

ただし、ＡＴＭには利用上限額がありますので、各金融機関に上限額をご確認ください。

また、インターネットバンキングのご利用に当たっては、金融機関との契約が必要です。

Q 7 供託金の納付額がＡＴＭの利用上限額(各金融機関にお尋ねください)を超える場合は、どうすればいいですか。

A 令和 7 年 1 1 月 4 日(火)以降は、京都銀行宇治支店の供託官口座へ振り込むことにより納付する方法(振込方式)、または、日本銀行京都支店窓口で直接納付する方法のいずれかの方法により納付していただくことになります。

なお、振込方式の場合は別途振込手数料が掛かります。

Q 8 令和 7 年 1 1 月 4 日(火)以降、供託申請当日中に供託書正本を受領したい場合は、どのような納付手続をとればよいですか。

A 法務局での受理決定後、午後 3 時まで日本銀行京都支店で納付するか、ＡＴＭによる電子納付(利用上限額に注意)後に再度法務局に出向き供託書正本を受領するかのいずれかの方法になります。

Q 9 供託有価証券の取扱いは、どうなりますか。

A 令和 7 年 1 1 月 4 日(火)以降は、日本銀行京都支店で寄託し、又は、受け取ることになります。

Q10 振込方式による供託金納付について、何か変更がありますか。

A 変更ありません。

Q11 日本銀行宇治代理店(京都銀行宇治支店内)での小切手の換金は、いつまで可能ですか。

A 令和 7 年 1 0 月 3 1 日(金)午後 3 時までとなります。